

令和6年度における電気の供給を 受ける契約の締結実績について

【暫定版】

令和7年9月10日

電気の供給を受ける契約では特に記載のない限り、令和6年度において国及び独立行政法人等が調達した「高圧・特別高圧」の電気を対象に集計を行っている。

令和6年度における電気の供給を受ける契約 の締結実績

1. 裾切り方式の実施状況
2. 再エネ電力の調達状況
3. 環境配慮契約※の実施状況

※ 令和5年2月の基本方針の改定（令和5年度の契約から適用）において、再エネ電力の最大限導入に向け、契約に当たって「仕様書等に調達電力に占める再エネ電力の最低限の割合を明記」することを定めたところ。このため、電気の供給を受ける契約における「環境配慮契約」は裾切り方式の実施とともに、仕様書等に再エネ比率を明記して調達することである

- 1. 裾切り方式の実施状況**
2. 再エネ電力の調達状況
3. 環境配慮契約の実施状況

電気の供給を受ける契約における裾切り方式の実施状況

令和6年度における裾切り方式の実施状況（概要）

○ 国及び独立行政法人等における裾切り方式の実施状況について

- 契約件数：2,373件（**実施率83.5%**）令和5年度比0.6ポイント増
- 予定使用電力量：7,221百万kWh（**同71.3%**）令和5年度比1.5ポイント増
 - ✓ 国の機関の裾切り方式の実施率は契約件数が91.3%（令和5年度比1.0ポイント増）、予定使用電力量が95.2%（同1.1ポイント増）であり高い割合で推移
 - ➔ 府省庁（国会・裁判所を含む）の取組をみると内閣府を除く全省庁で件数・予定使用電力量ともに実施割合が80%を上回っており、**10省庁で100%**となっている
 - ✓ 独立行政法人等の裾切り方式の実施率は契約件数が72.3%（同1.8ポイント増）、予定使用電力量が62.1%（同3.6ポイント増）。これは国立研究開発法人、国立大学、病院等の電力需要の大きい機関において未実施が多かったことが要因
 - ➔ 裾切り方式の未実施理由としては「**応札が見込めない・入札参加者が少ない・不調・不落**」が約半数（47.6%）を占め、以下「**経費削減・安価な契約等**」が13.9%、「**長期契約期間中**」が13.2%、「**安定供給の懸念**」が11.1%などとなっている
 - ➔ 一般送配電事業者の供給区域別にみると裾切りを実施した件数の割合より、予定使用電力量の割合が20ポイント以上低い供給区域は**東京電力PG**（件数84.8%、電力量61.5%）、**北陸電力送配電**（件数73.8%、電力量47.4%）及び**四国電力送配電**（件数87.0%、電力量57.5%）であり、これらの供給区域において電力需要の大きい機関の未実施が多かった
- 電力の供給開始時期と入札公告時期
 - ✓ 全契約3,140件のうち、令和6年4月から供給を開始する契約（全契約の70.2%）の入札公告時期は概ね**6～2ヶ月前**（令和5年10月～令和6年2月の間が73.3%）
 - ➔ この期間に入札公告を実施した割合は全体の73.3%を占めることから、**調達事務手続の時期**を踏まえ必要な情報（基本方針及び基本方針関連資料、運用に係る情報など）を適切に提供することが重要

令和6年度の契約件数及び予定使用電力量【高圧・特別高圧】

- 令和6年度の裾切り方式の実施状況（裾切り方式実施不可能分^{注1}を除く）
 - 契約件数：2,373件（83.5%）**令和5年度比0.6ポイント増**^{注2}
 - 予定使用電力量：7,221百万kWh（71.3%）**令和5年度比1.5ポイント増**^{注2}
 - **468件（予定使用電力量2,905百万kWh）が未実施**

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①+②+③ 総数（合計）	① 裾切り方式を 実施	② 裾切り方式が 実施可能あっ たが未実施	③ 裾切り方式の 実施が不可能	①/（①+②） 裾切り方式の 実施の割合 （実施不可能 分を除く）
契約件数 (件)	国の機関	1,834 (100.0%)	1,529 (83.4%)	145 (7.9%)	160 (8.7%)	91.3% 90.3%
	独立行政法人等	1,306 (100.0%)	845 (64.7%)	323 (24.7%)	138 (10.6%)	72.3% 70.5%
	合計	3,140 (100.0%)	2,373 (75.6%)	468 (14.9%)	298 (9.5%)	83.5% 82.9%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	2,946 (100.0%)	2,675 (90.8%)	134 (4.5%)	137 (4.7%)	95.2% 94.1%
	独立行政法人等	7,616 (100.0%)	4,546 (59.7%)	2,771 (36.4%)	299 (3.9%)	62.1% 58.5%
	合計	10,562 (100.0%)	7,221 (68.4%)	2,905 (27.5%)	436 (4.1%)	71.3% 69.8%

注1：「裾切り方式の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む。）」「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」「少額随意契約」が該当

注2：裾切り方式の実施割合の斜体は令和5年度の実施割合

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

令和6年度の契約件数及び予定使用電力量【低圧】

- 令和6年度の裾切り方式の実施状況（裾切り方式実施不可能分^{注1}を除く）
 - 契約件数：1,438件（60.3%）**令和6年度比19.9ポイント減**^{注2}
 - 予定使用電力量：48,450千kWh（75.1%）**令和6年度比15.1ポイント減**^{注2}
 - **946件（予定使用電力量16,092千kWh）が未実施**

低圧 (50kW未満、従量電灯 又は低圧電力)		①+②+③ 総数（合計）	① 裾切り方式を 実施	② 裾切り方式が 実施可能あっ たが未実施	③ 裾切り方式の 実施が不可能	①/（①+②） 裾切り方式の 実施の割合 （実施不可能 分を除く）
契約件数 (件)	国の機関	4,616 (100.0%)	1,168 (25.3%)	854 (18.5%)	2,594 (56.2%)	57.8% 82.0%
	独立行政法人等	4,288 (100.0%)	270 (6.3%)	92 (2.1%)	3,926 (91.6%)	74.6% 72.9%
	合計	8,904 (100.0%)	1,438 (16.2%)	946 (10.6%)	6,520 (73.2%)	60.3% 80.2%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	81,479 (100.0%)	40,492 (49.7%)	14,916 (18.3%)	26,071 (32.0%)	73.1% 95.1%
	独立行政法人等	26,492 (100.0%)	7,958 (30.0%)	1,176 (4.4%)	17,358 (65.5%)	87.1% 88.1%
	合計	107,971 (100.0%)	48,450 (44.9%)	16,092 (14.9%)	43,429 (40.2%)	75.1% 90.2%

注1：「裾切り方式の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む。）」
「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」「少額随意契約」が該当

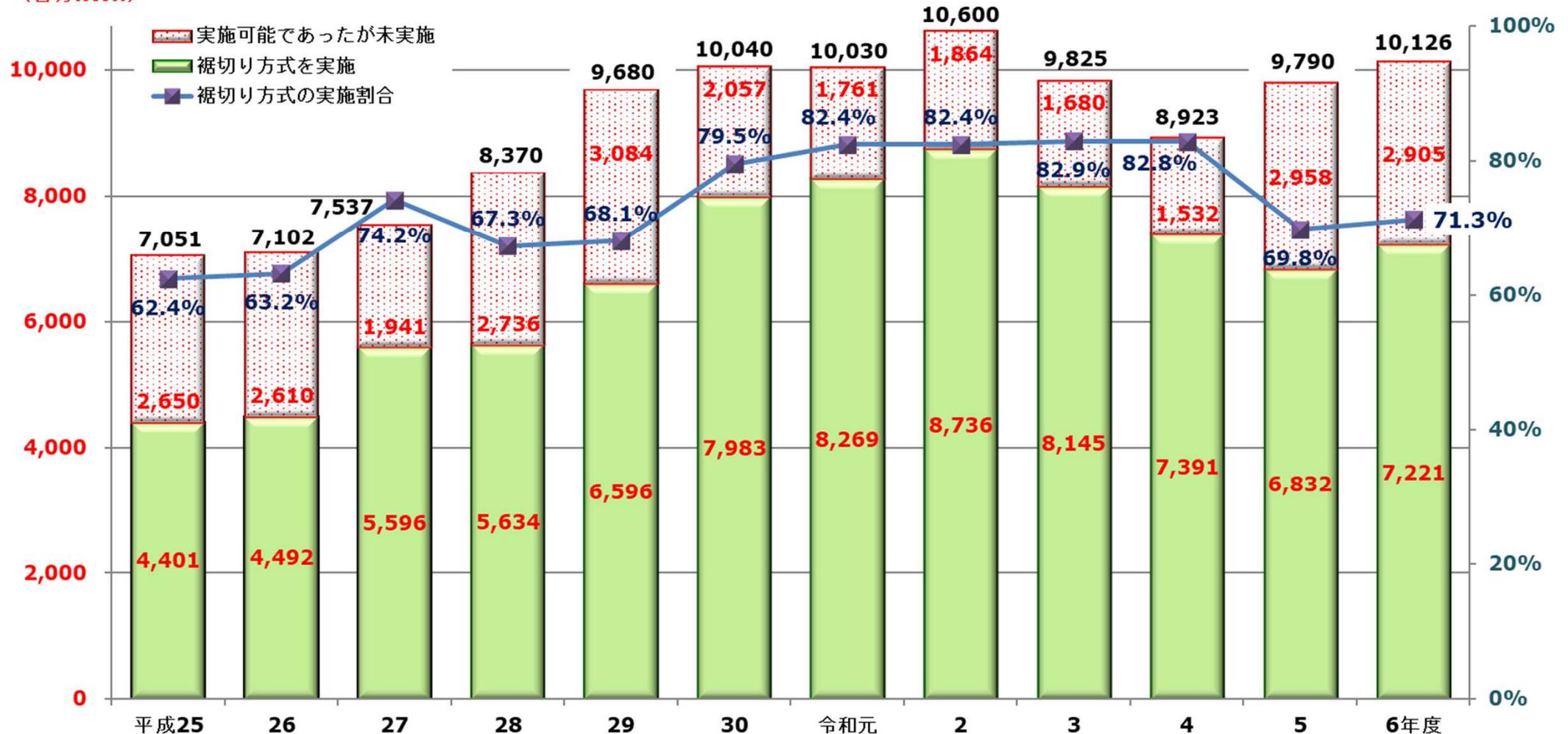
注2：裾切り方式の実施割合の斜体は令和5年度の実施割合

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

裾切り方式実施率（予定使用電力量）の推移

○ 令和6年度における裾切り方式の実施率（予定使用電力量ベース）は**71.3%**であり、令和5年度比で**1.5ポイント**の増加

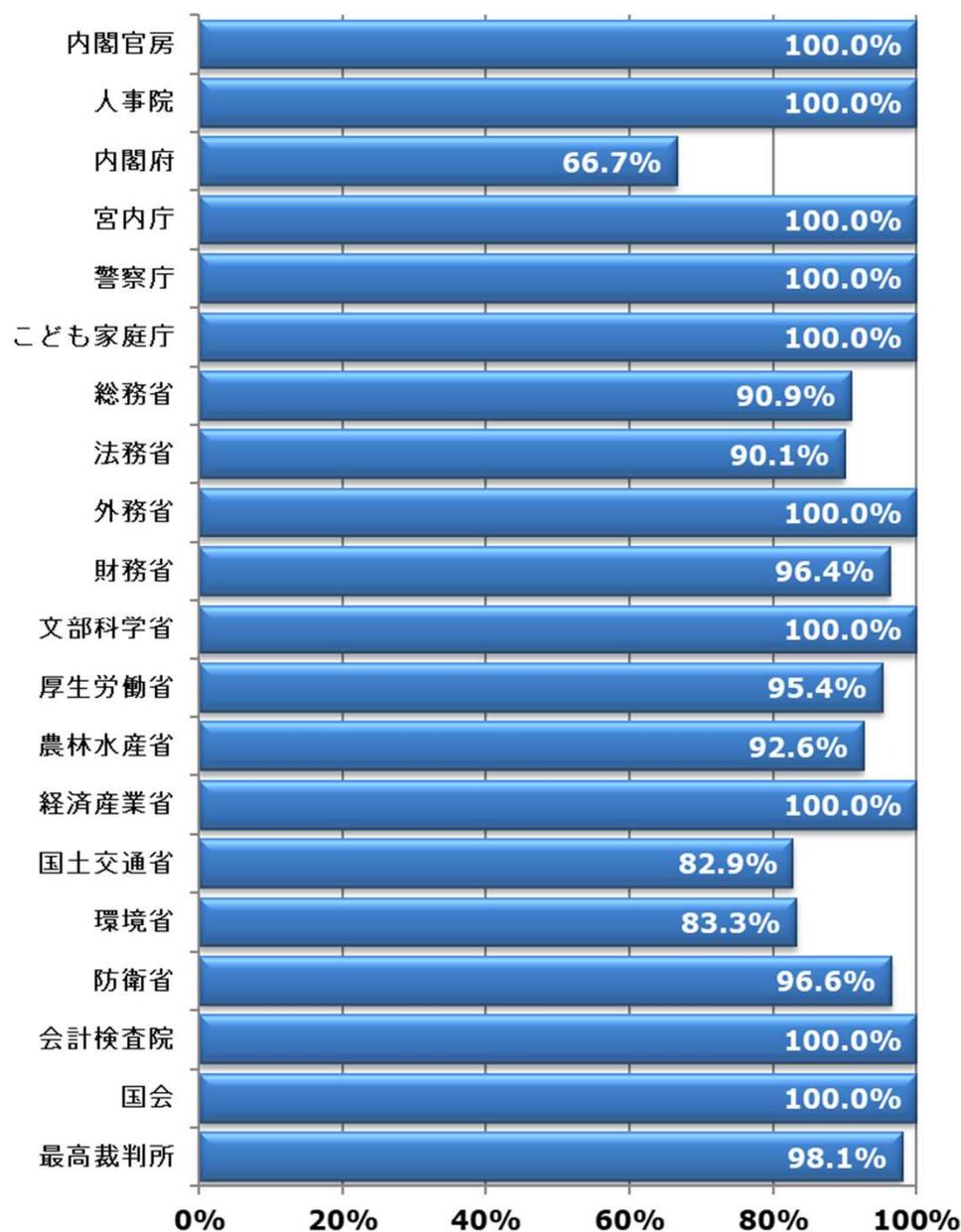
(百万kWh)



注1：平成28年度から契約方式を細分化して調査を実施。平成29年度までは「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）」を除いて算定。平成30年度は「電力供給事業者が3者に満たない」及び「少額随意契約」を除いて算定。令和元年度は前記2つに加え、「発電施設を保有等」を除いて算定。令和2年度は「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」を除いて算定。令和3年度以降はP4の注1参照

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

府省庁別裾切り方式実施状況【国の機関】



裾切り方式の実施状況【件数】



裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

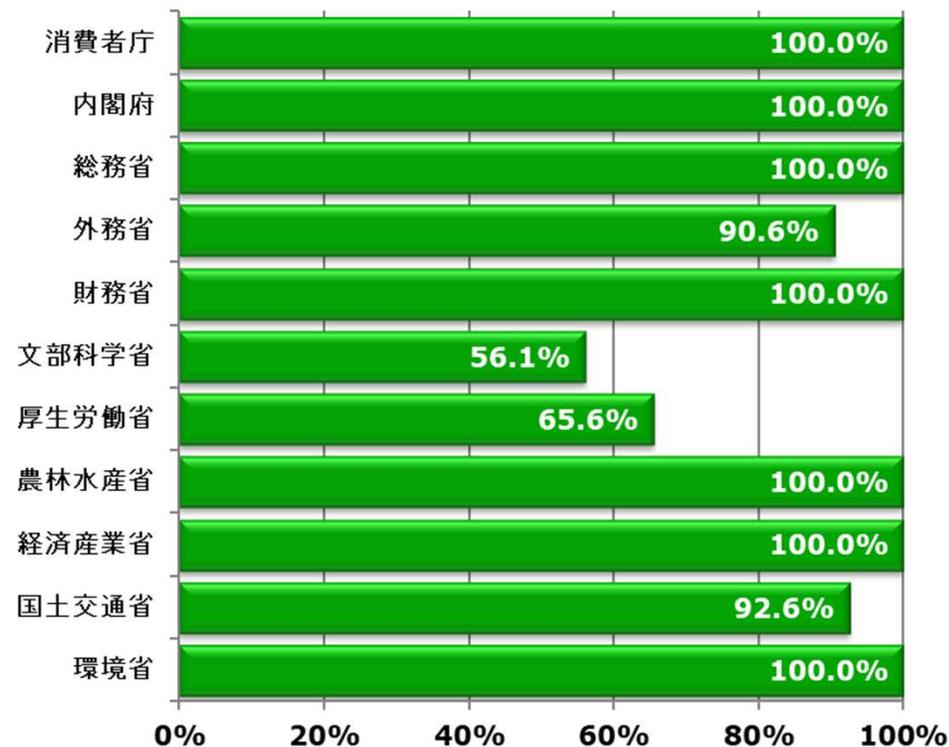
注1：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはP4参照）を除く

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

府省庁別裾切り方式実施状況【独立行政法人等】



裾切り方式の実施状況【件数】



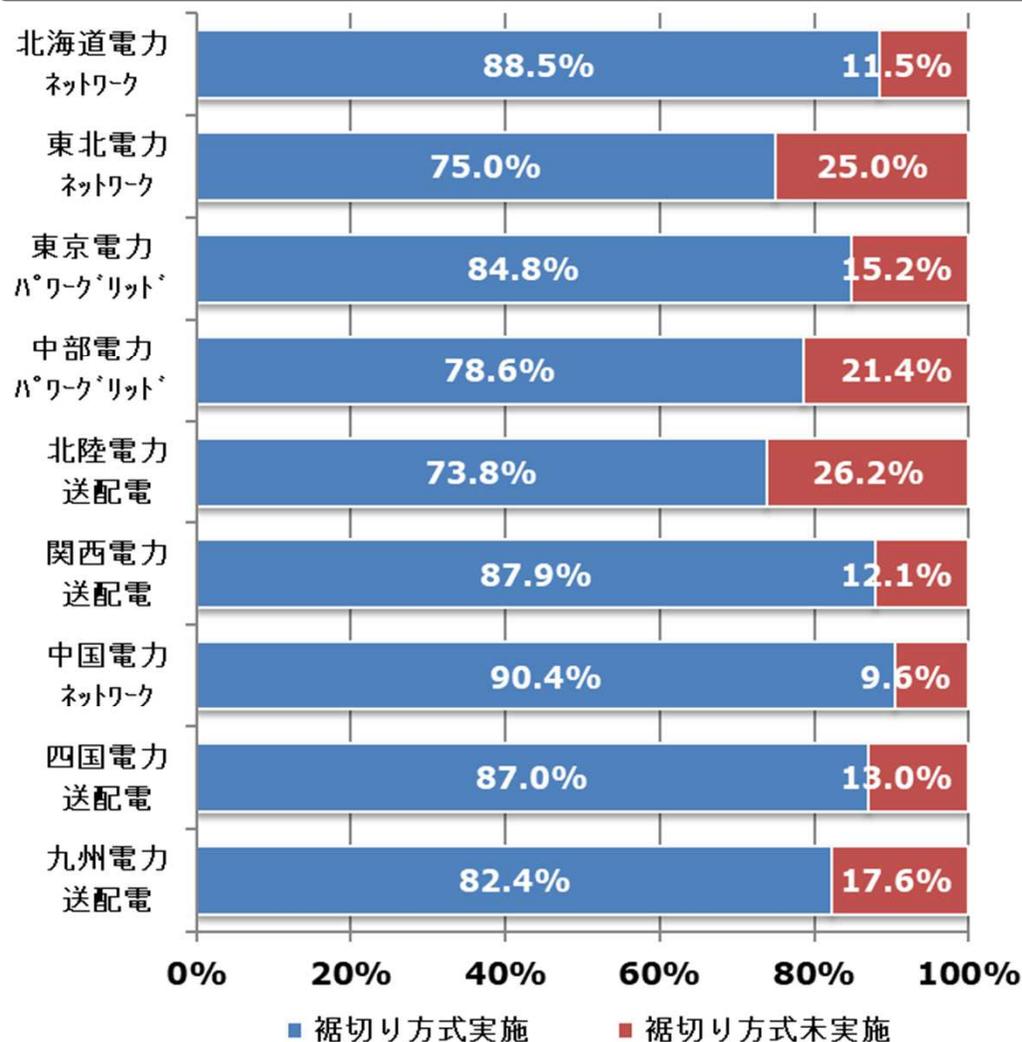
裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

注1：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはP4参照）を除く

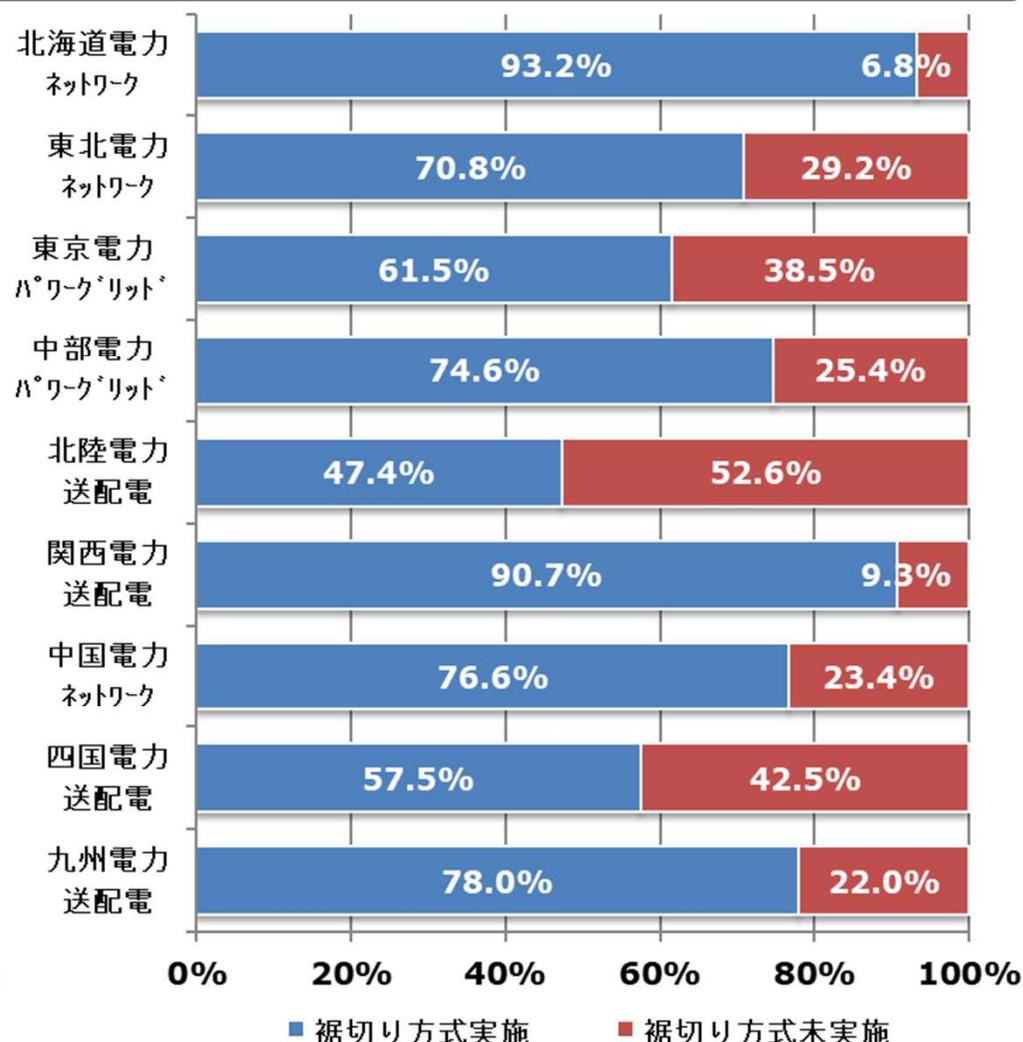
注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

供給区域別の裾切り方式実施状況

- 件数では東北、中部及び北陸以外の6供給区域で裾切り方式の実施割合が80%以上、予定使用電力量では北海道及び関西の2供給区域で実施割合が90%以上
- 供給区域別の実施割合は北陸において電力量で半数を下回っている



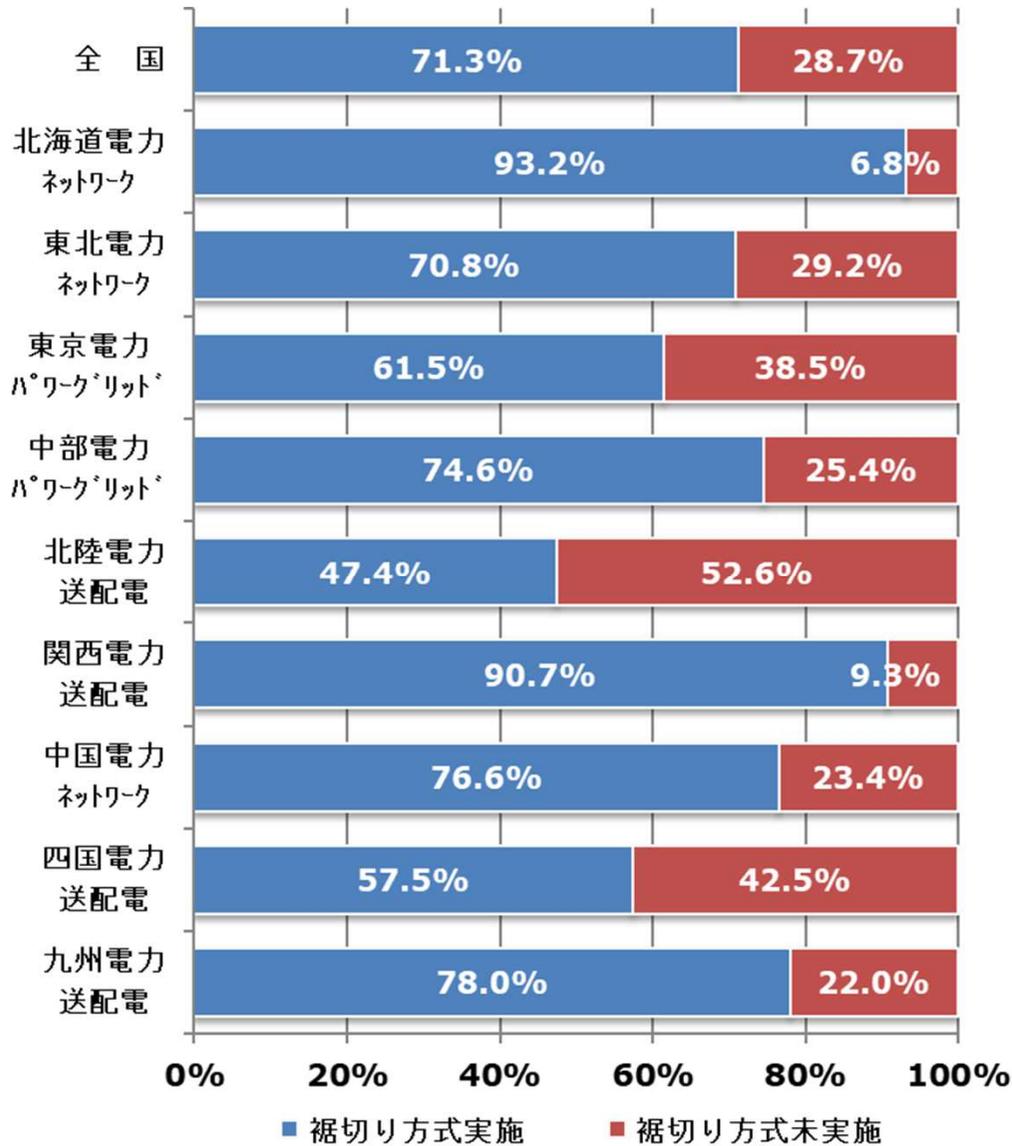
裾切り方式の実施状況【件数】



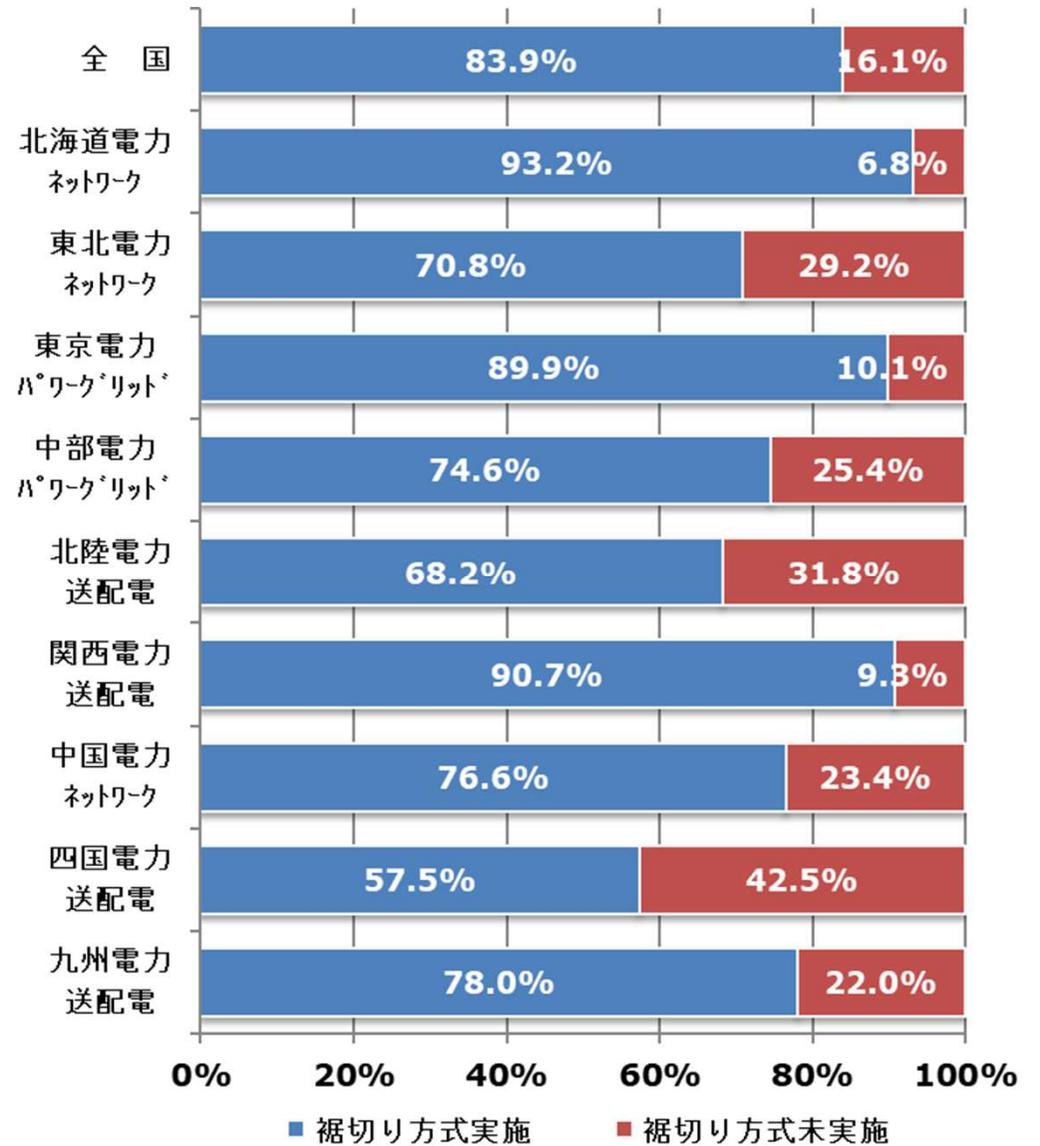
裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

注：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはP4を参照）を除く

供給区域別の裾切り方式実施状況①（予定使用電力量ベース）

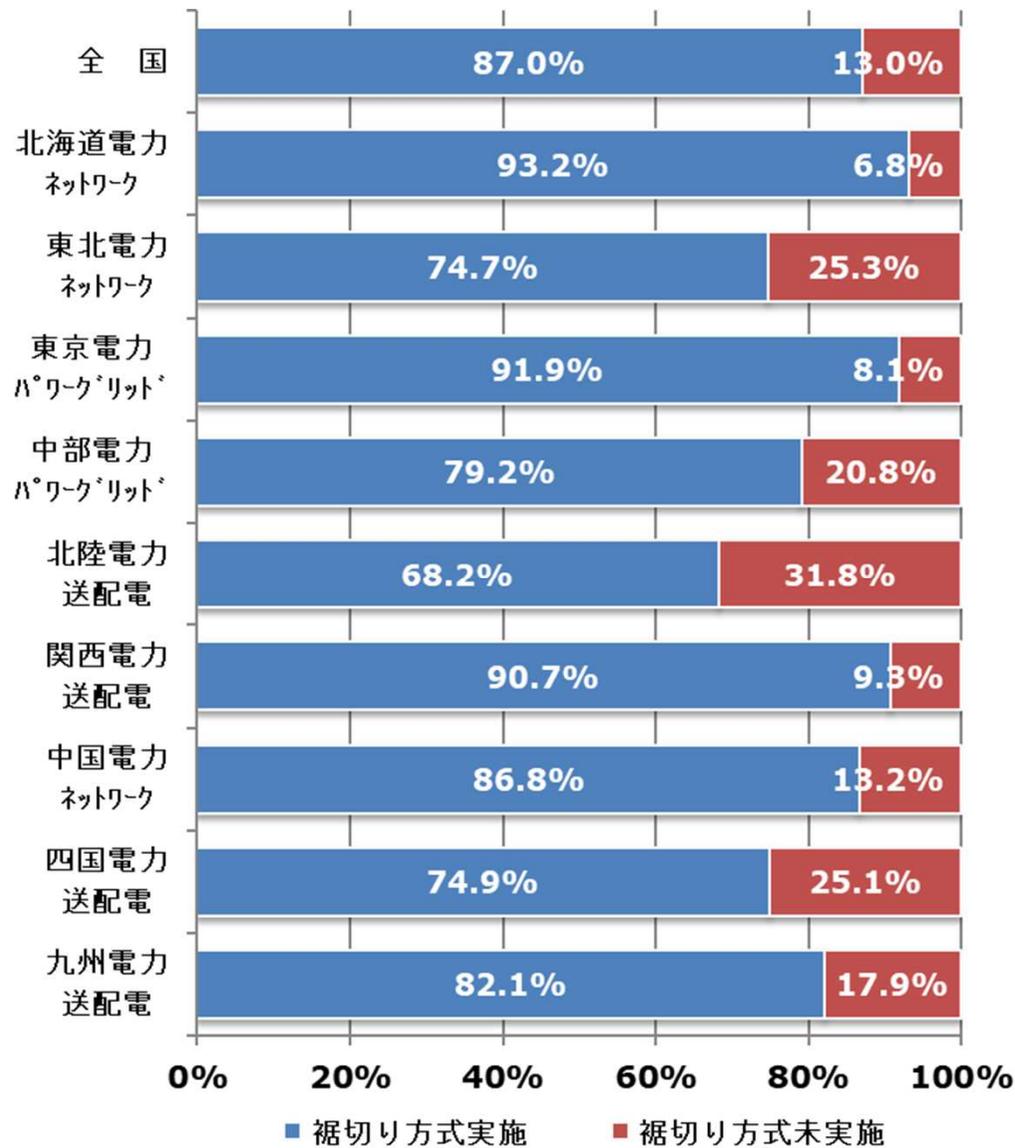


令和6年度の裾切り方式実施状況（実績）
【468件未実施】

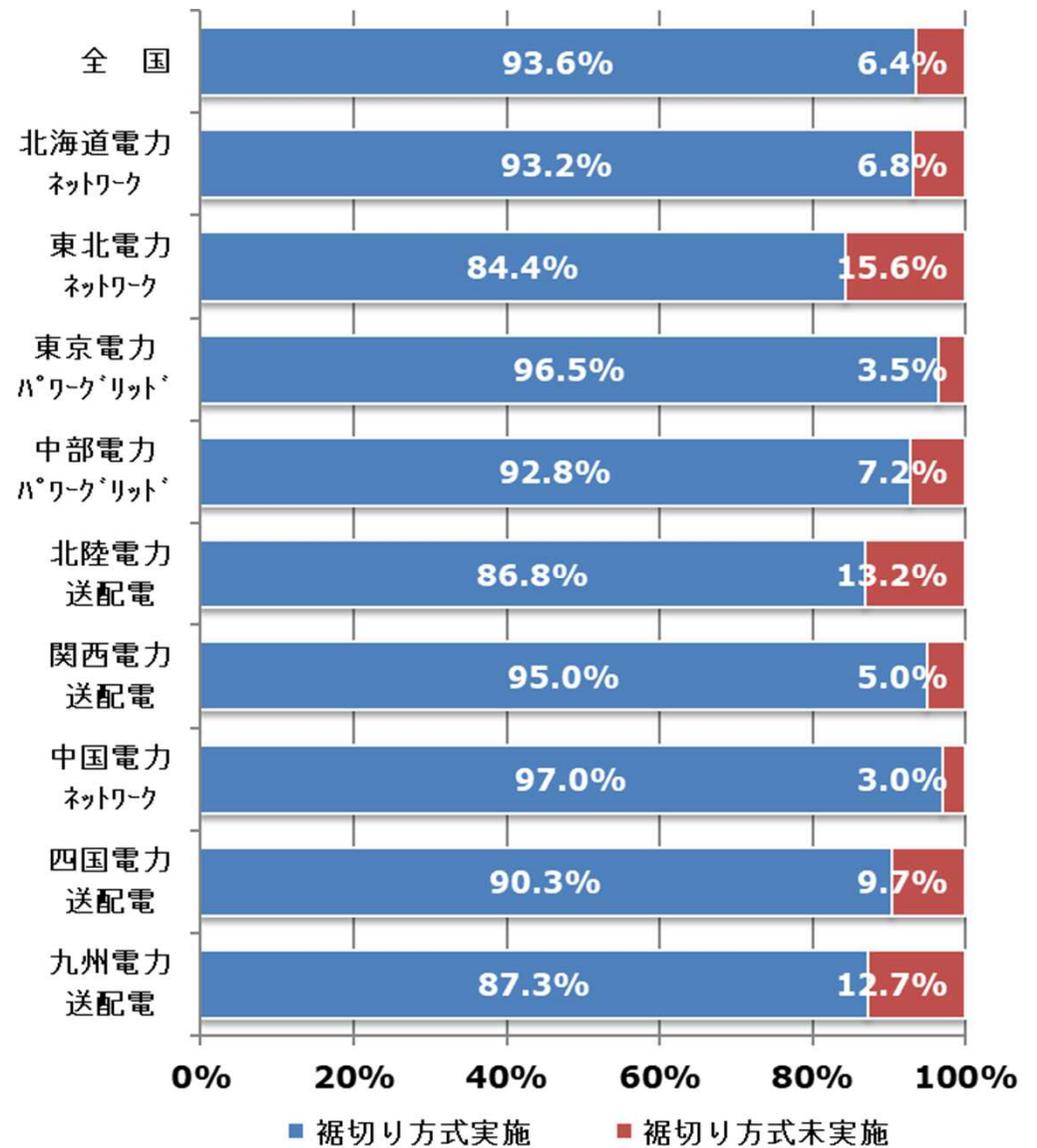


5,000万kWh以上の未実施機関（7機関）が
裾切りを実施した場合
【461件未実施】

供給区域別の裾切り方式実施状況②（予定使用電力量ベース）



3,000万kWh以上の未実施機関（15機関）が裾切りを実施した場合【453件未実施】



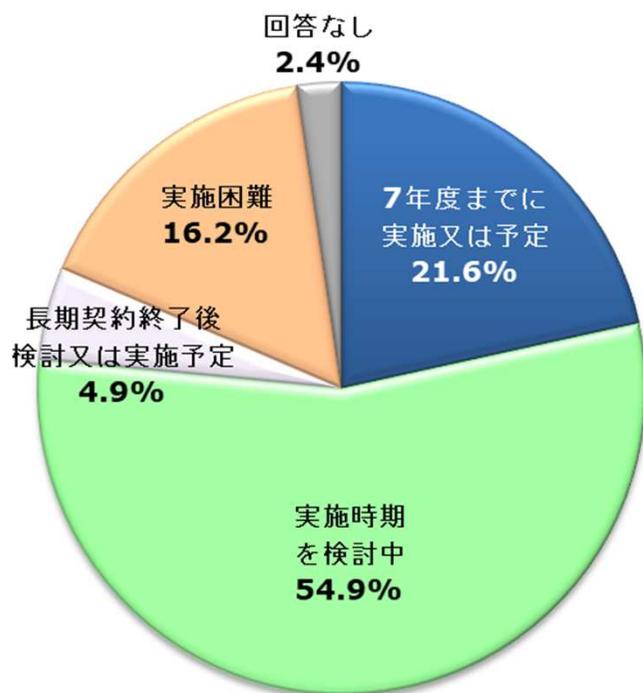
1,000万kWh以上の未実施機関（51機関）が裾切りを実施した場合【417件未実施】

注：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはP4を参照）を除く

裾切り方式未実施機関の今後の見通し

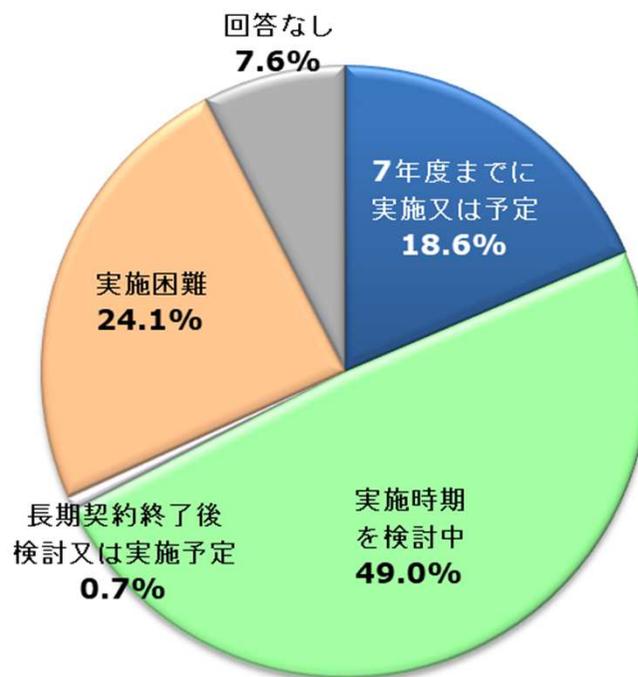
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**54.9%**を占めており、過半が検討中としており、検討結果のフォローアップが重要
- 国及び独立行政法人等はともに「**実施時期を検討中**」が最も多く、国の機関は「**実施困難**」が**24.1%**、**7年度までに実施又は実施予定**が**18.6%**、独立行政法人等は「**実施困難**」が**12.7%**、**7年度までに実施又は実施予定**が**22.9%**

国及び独立行政法人等



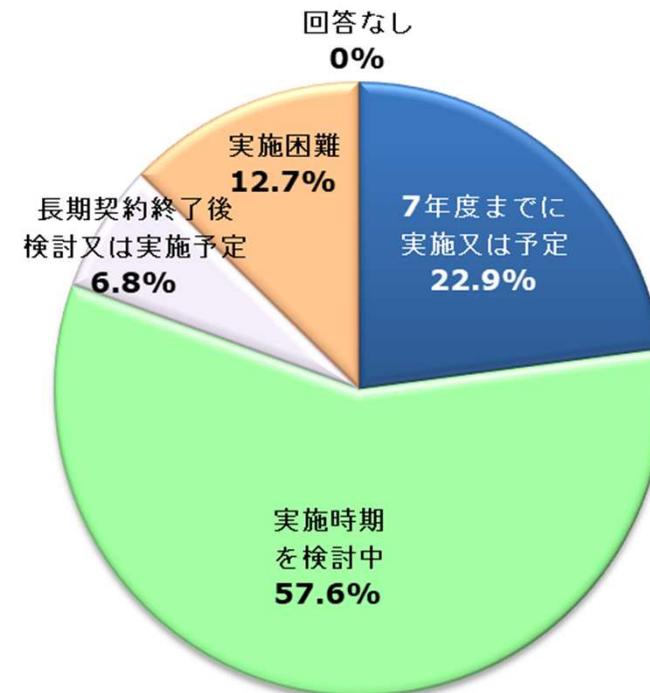
未実施機関数：468件

国の機関



未実施機関数：145件

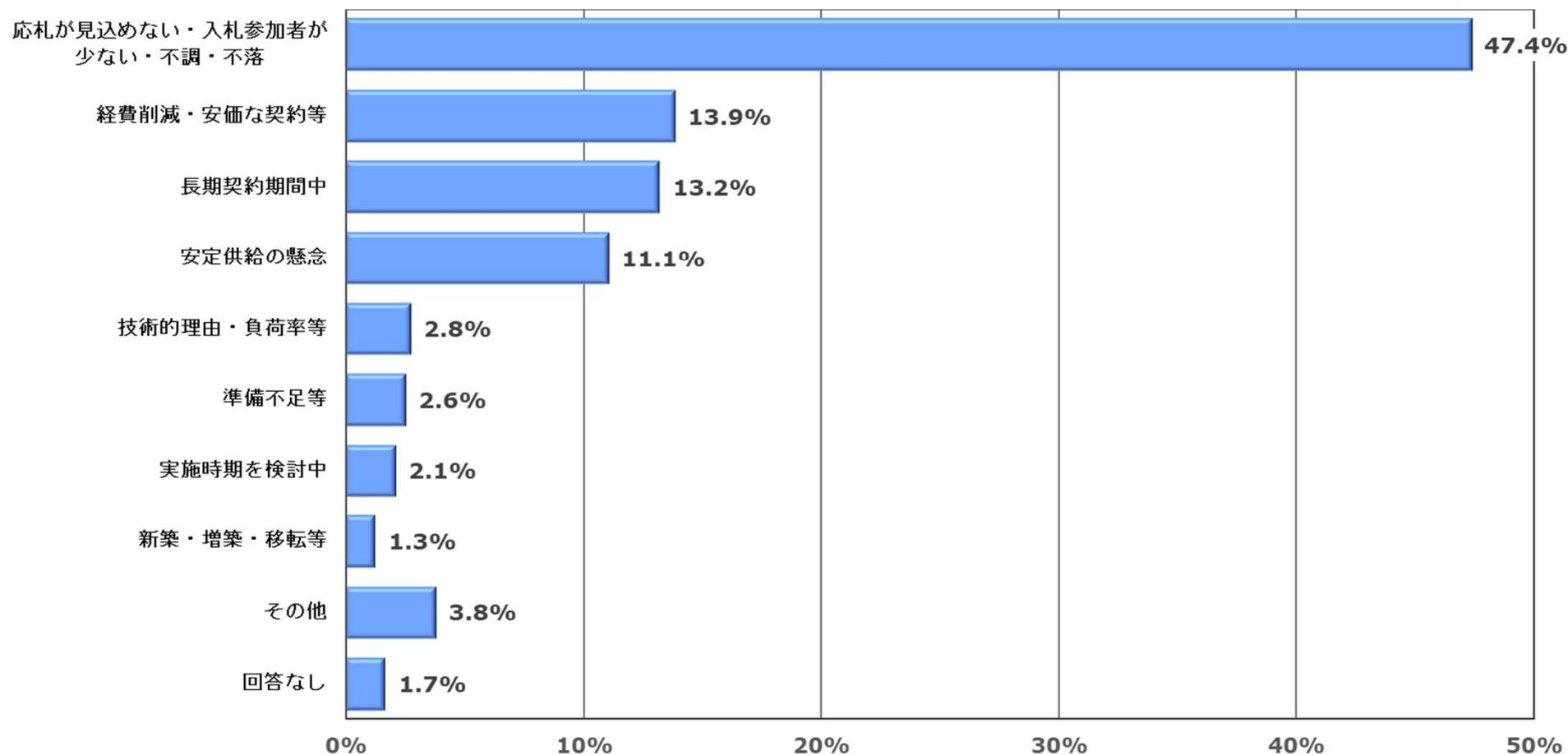
独立行政法人等



未実施機関数：323件

裾切り方式の未実施理由

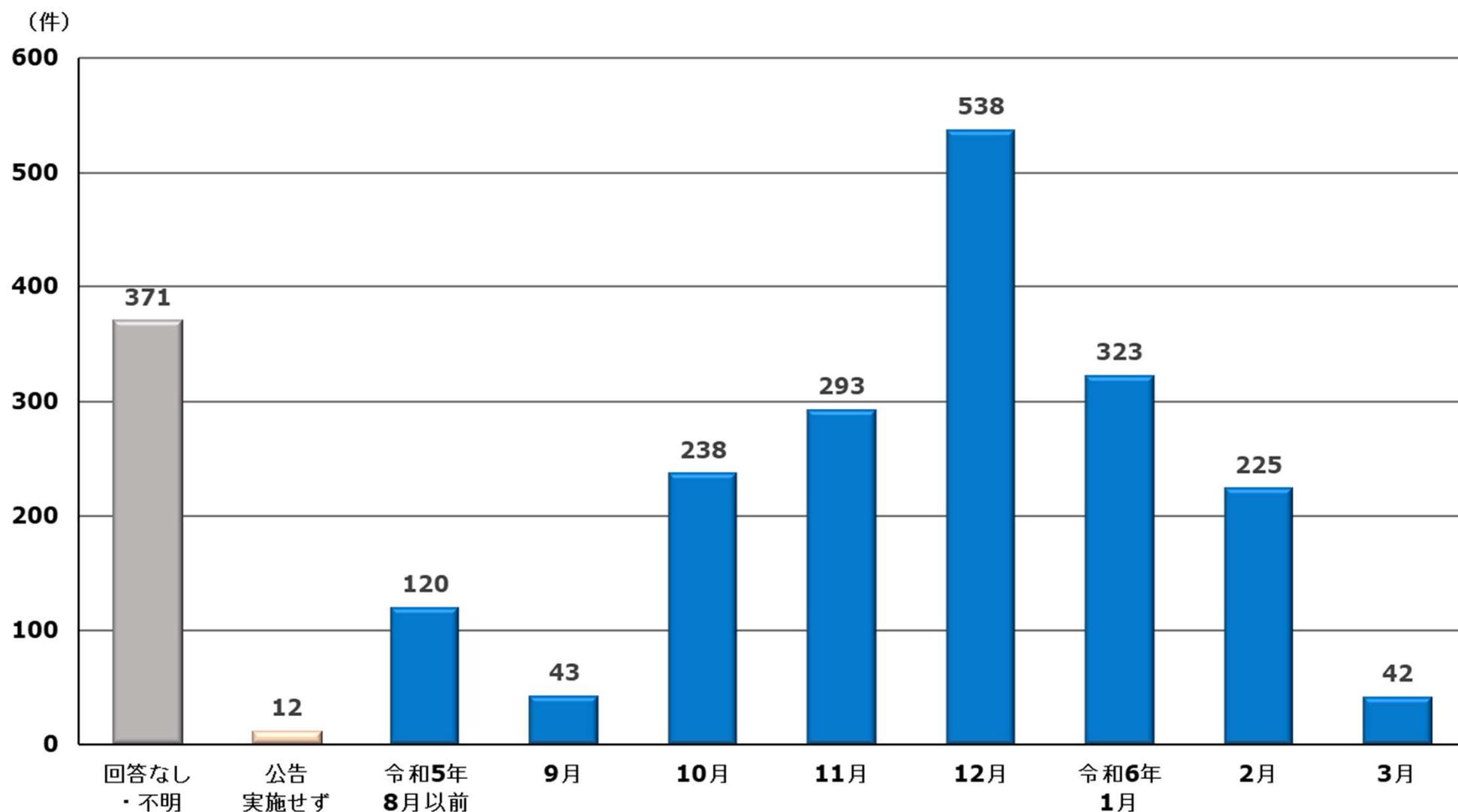
- 令和6年度における裾切り方式の未実施理由は「応札が見込めない・入札参加者が少ない・不調・不落」が最も多く**47.6%**（令和5年度比1.6ポイント減）と未実施理由の約半数を占め、昨年度とほぼ同じ割合
- 次いで「経費削減・安価な契約等」が**13.9%**、「長期契約期間中」が**13.2%**、「安定供給の懸念」が**11.1%**の順で昨年度と同様の傾向。他の理由は少ない



注：複数の未実施理由が選択されている場合には適切と考えられる1つの理由に集約して集計

入札公告時期【令和6年4月から供給開始】

- 令和6年4月から供給を開始する契約の入札公告時期は下図のとおり
 - 全契約3,140件のうち令和6年4月からの供給契約は70.2%（2,205件）
 - 令和5年12月が538件（24.4%）、令和6年1月が323件（14.6%）、令和5年11月、令和6年2月の順。供給開始の6~2ヶ月前程度に入札公告を実施



1. 裾切り方式の実施状況
- 2. 再エネ電力の調達状況**
3. 環境配慮契約の実施状況

電気の供給を受ける契約における再エネ電力の調達状況

令和6年度における再エネ電力の調達状況（概要）

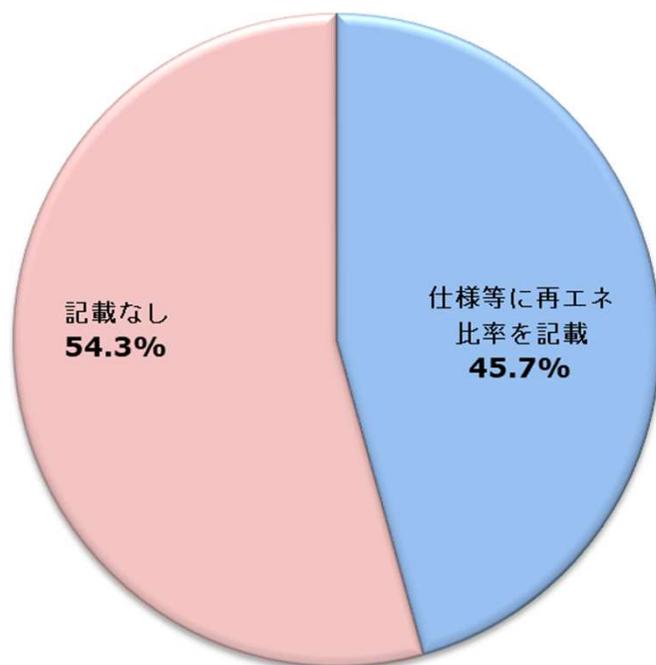
○ 国及び独立行政法人等における再エネ電力の調達状況について

- ▶ 調達に当たって「再エネ比率を仕様書等に記載」した割合は全契約の**45.7%**（令和5年度30.1%）
 - ✓ 国の機関は**67.2%**（同44.4%）に対し、独立行政法人等は**15.5%**（同7.7%）であり、**再エネ電力の導入に向けた取組に大きな差**
 - ➔ 未記載等の理由としては「入札参加者が減少するため」「価格が高い/経費削減を優先したため」「手続きが間に合わなかったため」「不調・不落であったため」「再エネメニューがない（離島など）」等があげられた
- ▶ 仕様書等に再エネ比率を記載した契約
 - ✓ 再エネ比率35%が最も多く32.2%、以下、**再エネ比率60%が29.9%**、再エネ比率30%が19.0%、**再エネ比率100%が14.1%**の順（再エネ比率が不明を除く）。令和5年度に比べ記載された再エネ比率は大幅に上昇
 - ✓ **再エネ比率35%以上の契約**は国の機関が全契約の**51.9%**、再エネ比率を記載した契約の77.3%、独立行政法人等が全契約の**11.3%**、再エネ比率を記載した契約の72.8%
- ▶ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の最大限導入に向けた取組
 - ✓ 再エネ比率を仕様書等へ記載して調達した主な府省庁は警察庁、法務省、財務省、厚生労働省など（契約件数が20件以上）。同じく主な独立行政法人等としては財務省、経済産業省、環境省などの所管の法人の取組が顕著。高い再エネ比率（100%、60%など）による調達も多い
 - ✓ 再エネ比率を仕様書等へ記載して調達した予定使用電力量の割合が高い府省庁は内閣府、宮内庁、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省（電力量割合が90%以上）
 - ✓ 個別の取組として独立行政法人、国立大学等における**PPAの導入又は導入検討、RE100の導入、太陽光発電設備の設置**など積極的な取組がみられる

再エネ比率の仕様書等への記載の有無

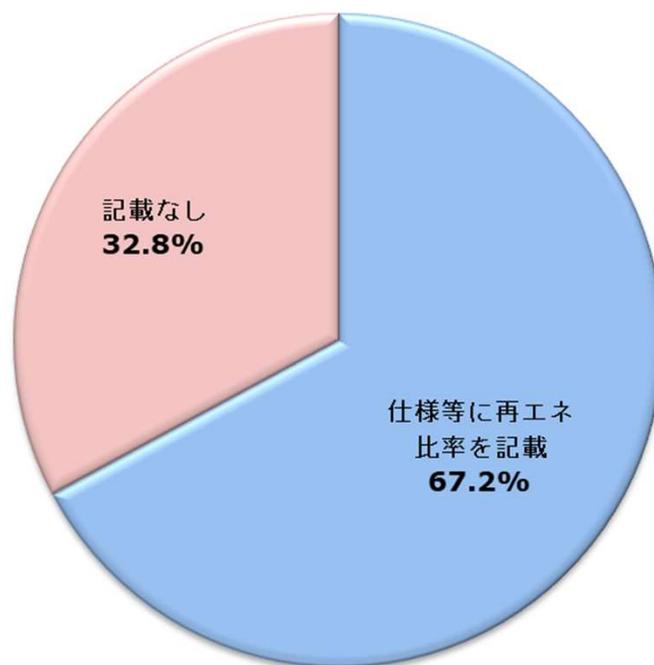
- 国及び独立行政法人等全体では「**仕様書等に再エネ比率を記載**」した割合は全契約の**45.7%**（令和5年度30.1%）
- 国の機関は**67.2%**（同44.4%）、独立行政法人等は**15.5%**（同7.7%）

国及び独立行政法人等



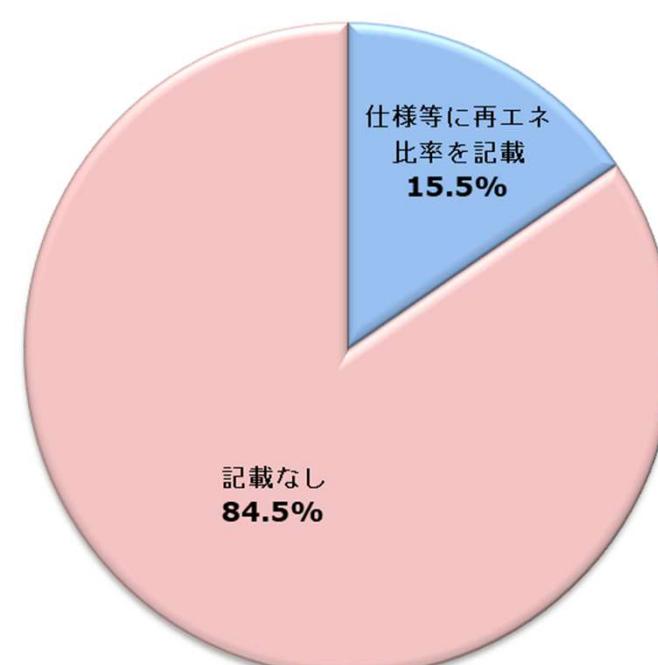
契約数：3,140件

国の機関



契約数：1,834件

独立行政法人等



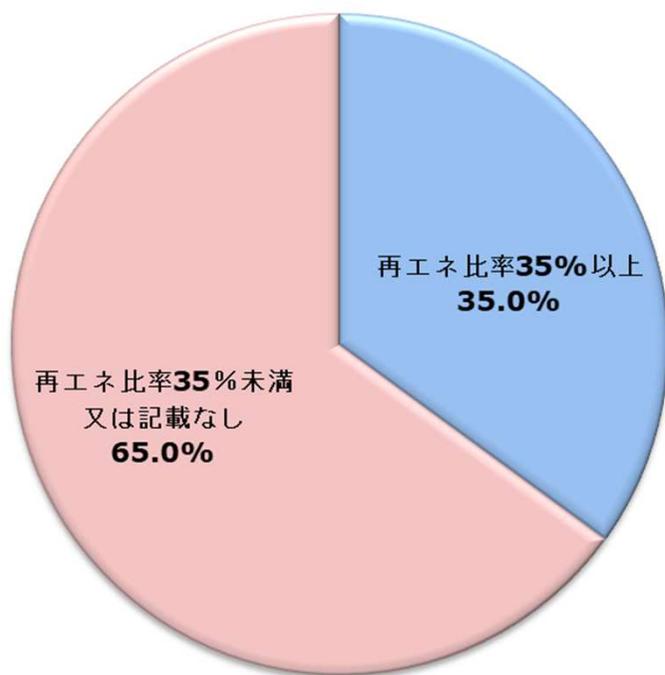
契約数：1,306件

注：令和5年2月の基本方針から「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する」こととし、最低限の再エネ比率を35%以上に設定（令和7年度の契約から40%以上）

再エネ比率35%以上の記載状況

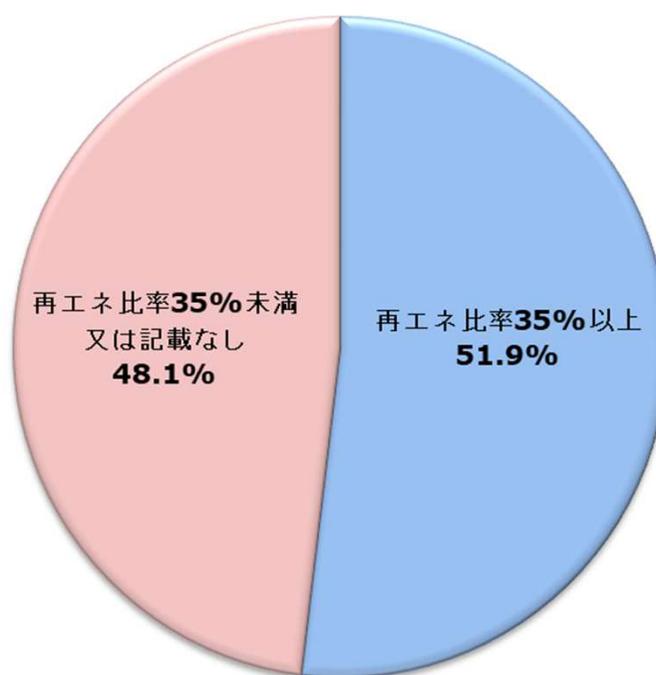
- 国及び独立行政法人等全体では「仕様書等に再エネ比率35%以上を記載」した割合は全契約の**35.0%**
- 国の機関は**51.9%**に対し、独立行政法人等は**11.3%**で差異は大きい

国及び独立行政法人等



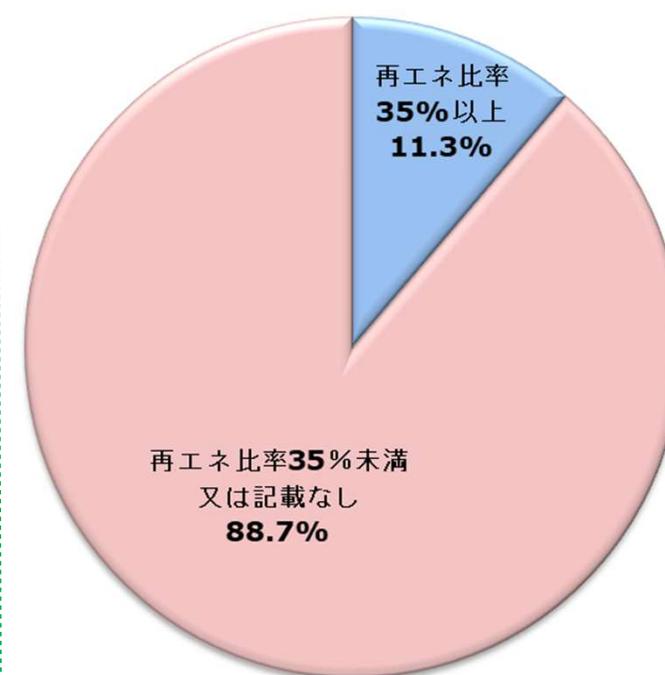
契約数：3,140件

国の機関



契約数：1,834件

独立行政法人等



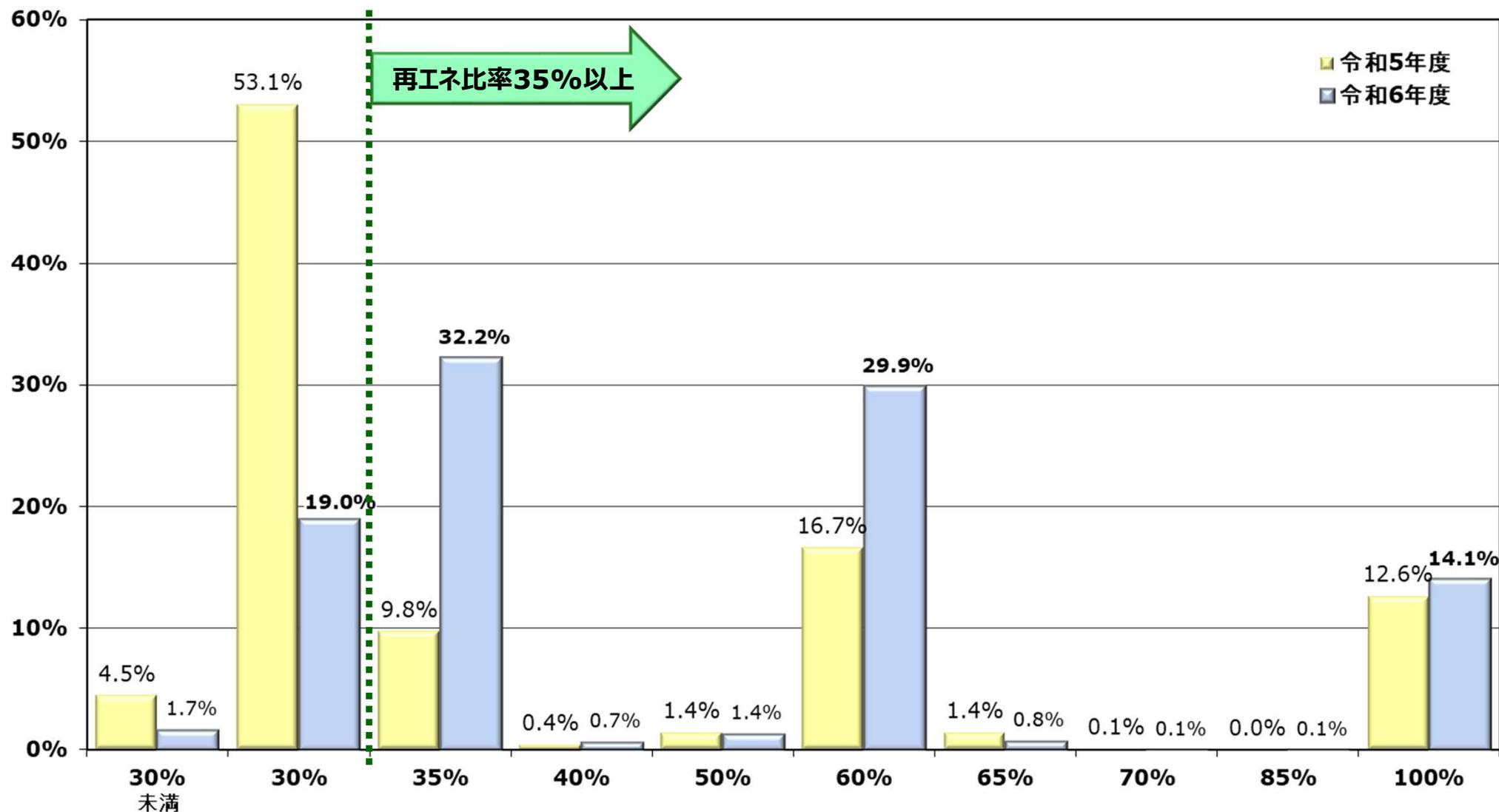
契約数：1,306件

注：令和5年2月の基本方針から「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する」こととし、最低限の再エネ比率を35%以上に設定（令和7年度の契約から40%以上）

仕様書等に記載された再エネ比率

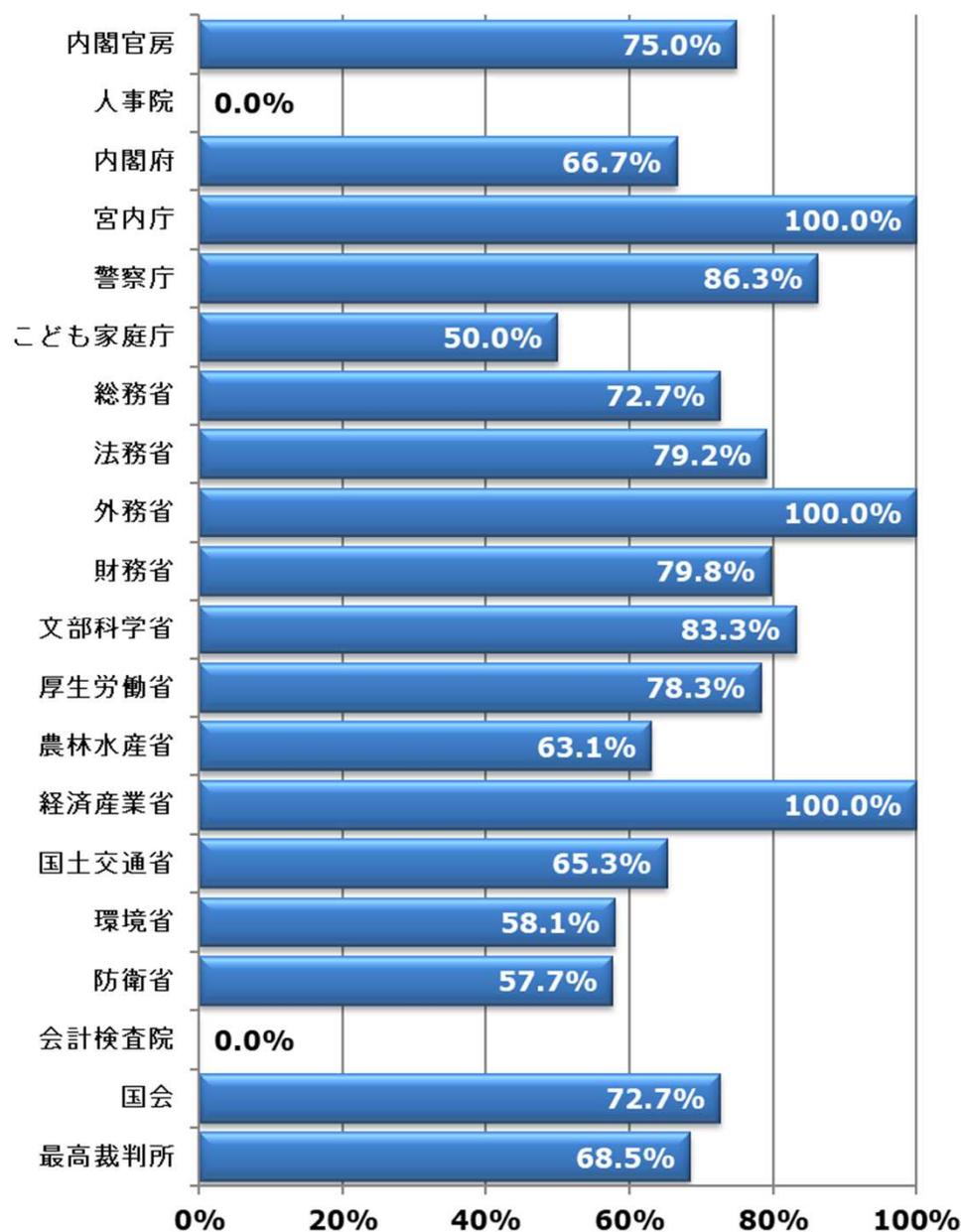
○ 仕様書等に再エネ比率を記載した契約（再エネ比率不明を除く）

➤ 令和6年度において仕様書等に記載した再エネ比率は35%が**32.2%**で最も多い。以下、60%が**29.9%**、30%が**19.0%**、100%が**14.1%**の順



注：両年度ともに記載した再エネ比率がない場合（45%、55%、75%、80%、90%及び95%）はグラフ上で省略している

府省庁別再エネ比率の仕様書等への記載状況【国の機関】



再エネ比率の記載状況【件数】

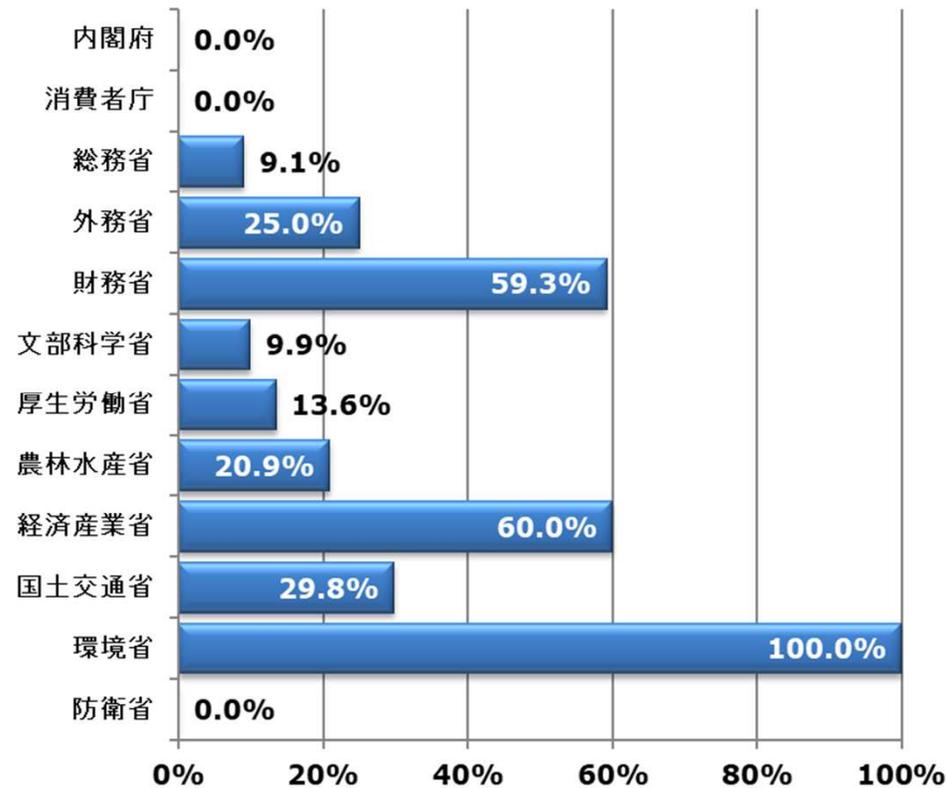


再エネ比率の記載状況【予定使用電力量】

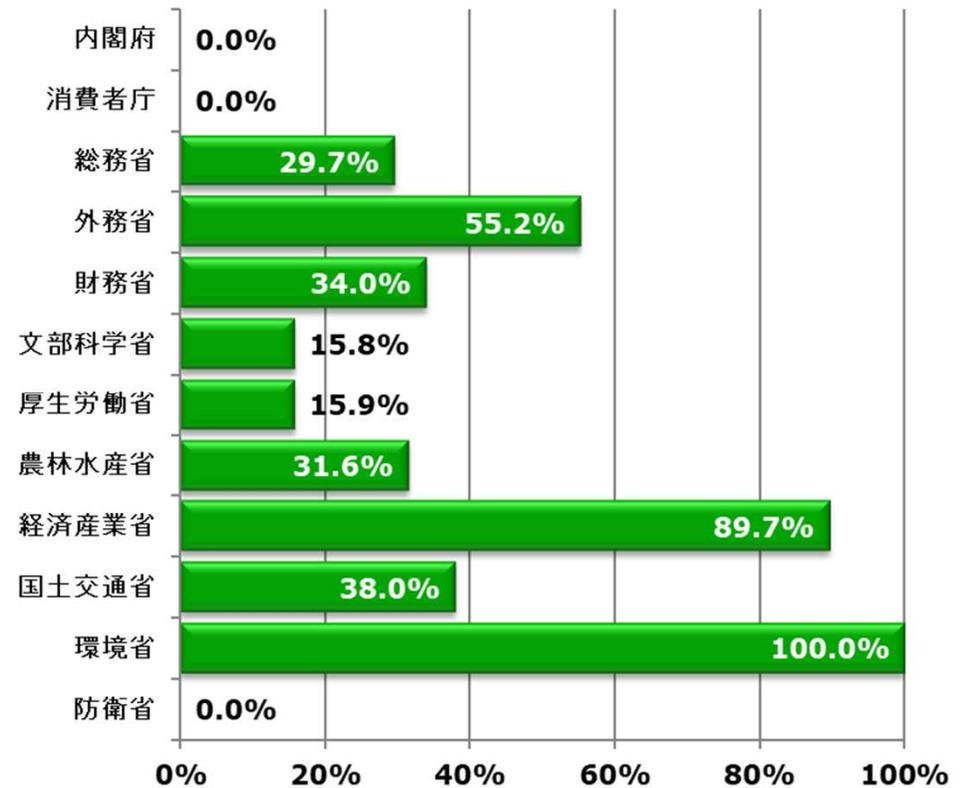
注1：電気の供給を受ける契約の全契約のうち、仕様書等に再エネ比率を記載した件数の割合及び予定使用電力量の割合

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

府省庁別再エネ比率の仕様書等への記載状況【独立行政法人等】



再エネ比率の記載状況【件数】



再エネ比率の記載状況【予定使用電力量】

注1：電気の供給を受ける契約の全契約のうち、仕様書等に再エネ比率を記載した件数の割合及び予定使用電力量の割合

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

【参考】各府省庁の実施計画の再エネ電力比率目標及び実績

- 政府実行計画及び同計画実施要領に基づき各府省庁が令和4年度以降に策定した実施計画における調達電力の再エネ電力比率の目標及び2023年度の実績は以下のとおり
 - ➔ 原則としてすべての府省庁において2030年度までに最低60%以上を目標として設定（民間ビル等に入居している場合も再エネ電力の調達に配慮）
 - ➔ 令和5（2023）年度における政府全体の再エネ電力の調達割合は19.1%（前年度比▲1.6ポイント）

府省庁名	2030年度までの目標	2023年度の実績	府省庁名	2030年度までの目標	2023年度の実績
内閣官房及び内閣府	60%以上	15.2%	総務省	60%以上	39.2%
内閣法制局	記載なし	30.0%	法務省	60%以上	21.2%
人事院	60%以上	23.1%	外務省	60%以上	69.1%
宮内庁	60%以上	30.2%	財務省	60%以上	23.1%
公正取引委員会	60%以上	27.6%	文部科学省	60%以上	20.8%
警察庁	60%以上	35.2%	厚生労働省	60%以上	26.2%
個人情報保護委員会	※1	2.0%	農林水産省	60%以上	20.6%
カジノ管理委員会	※2	100%	経済産業省	60%以上	90.4%
金融庁	※3	3.0%	国土交通省	60%以上	20.8%
消費者庁	※1	31.7%	環境省	100%	46.7%
こども家庭庁	60%以上	21.9%	防衛省	60%以上	13.6%
デジタル庁	※2	21.9%	会計検査院	60%以上	2.8%
復興庁	記載なし	29.3%	政府実行計画（全体）	60%以上	19.1%

※1：建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再エネ電力とする

※2：電力の調達先は、入居する民間ビルにおいて決定しているが、今後建築物を新築する場合には、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを旨とする

※3：官民合築の建物で、その電力契約は管理組合が行っており、直ちに電力の60%以上を再エネ電力とすることは困難であるが、2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかける

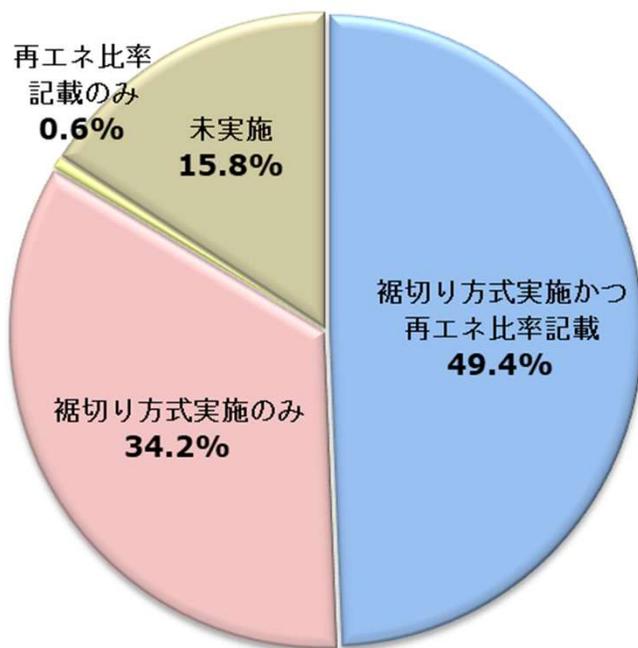
1. 裾切り方式の実施状況
2. 再エネ電力の調達状況
- 3. 環境配慮契約の実施状況**

令和6年度の環境配慮契約の実施状況【高圧・特別高圧】

○ 令和6年度の環境配慮契約の実施状況（件数ベース）

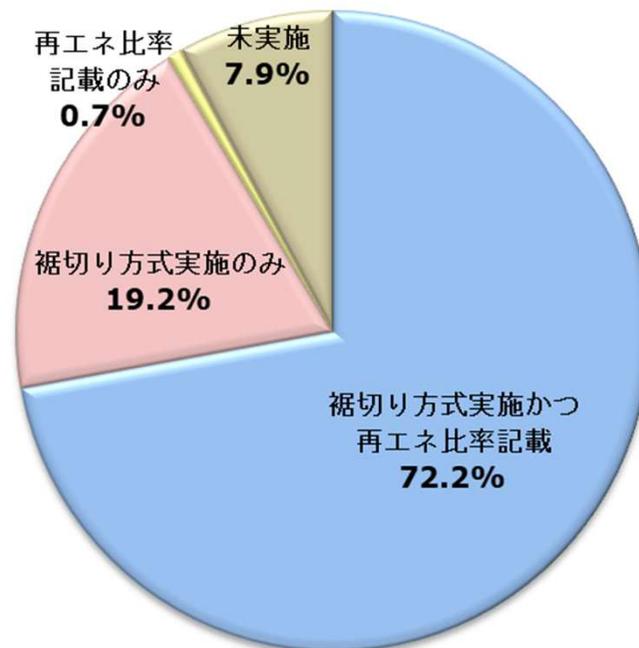
- 国及び独立行政法人等では裾切り方式を実施かつ仕様書等に再エネ比率を記載の割合は**49.4%**（令和5年度比+16.8）、裾切り方式実施のみが**34.2%**（同▲6.4）、仕様書等への再エネ比率の記載のみが**0.6%**（同▲0.4）
- いずれも未実施の割合は国の機関が**7.4%**、独立行政法人等は**27.1%**

国及び独立行政法人等



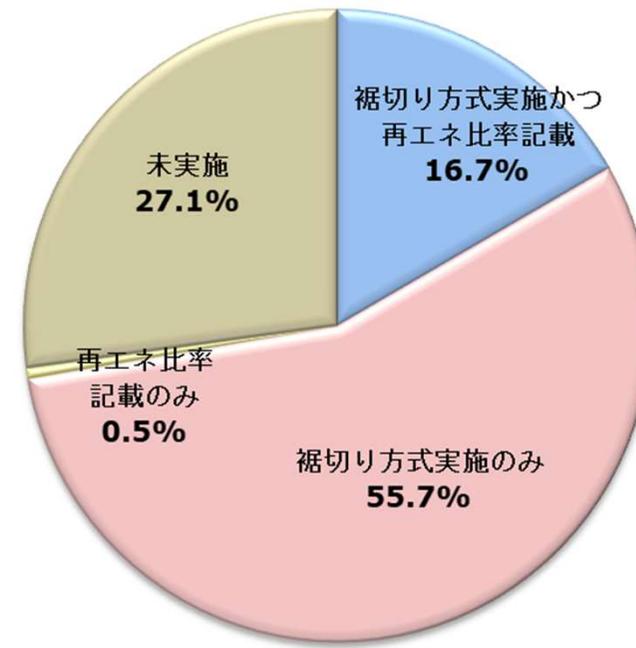
契約数：2,842件

国の機関



契約数：1,674件

独立行政法人等



契約数：1,168件

注：裾切り方式の実施が不可能を除外（「実施不可能の詳細についてはP4参照」）。このため契約件数は全契約の合計と一致しない

環境配慮契約の実施件数及び予定使用電力量【高圧・特別高圧】

○ 令和6年度の環境配慮契約の実施状況

- 裾切り方式実施かつ再エネ比率記載：契約件数1,403件 予定使用電力量3,500百万kWh
- 裾切り方式のみ：契約件数971件 予定使用電力量3,721百万kWh
- 再エネ比率のみ：契約件数18件 予定使用電力量28百万kWh

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①～④ 総数 (合計)	① 裾切り方式を 実施かつ仕様 書等に再エネ 比率を記載 ^{注1}	② 裾切り方式の 実施のみ ^{注1}	③ 再エネ比率の 記載のみ実施	④ 裾切り方式及 び再エネ比率 の記載をと もに未実施 ^{注1}
契約件数 (件)	国の機関	1,674 (100.0%)	1,204 (72.2%)	321 (19.2%)	12 (0.7%)	133 (7.9%)
	独立行政法人等	1,168 (100.0%)	195 (16.7%)	650 (55.7%)	6 (0.5%)	317 (27.1%)
	合計	2,842 (100.0%)	1,403 (49.4%)	971 (34.2%)	18 (0.5%)	450 (15.8%)
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	2,809 (100.0%)	2,027 (72.2%)	648 (23.1%)	18 (0.6%)	116 (4.1%)
	独立行政法人等	7,317 (100.0%)	1,473 (20.1%)	3,073 (42.0%)	10 (0.1%)	2,761 (37.7%)
	合計	10,126 (100.0%)	3,500 (34.6%)	3,721 (36.7%)	28 (0.3%)	2,877 (28.4%)

注1：裾切り方式の実施が不可能を除外（「実施不可能の詳細についてはP4参照」）していることから、契約件数の合計及び予定使用電力量の合計は全契約の合計と一致しない

注2：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある